

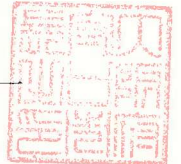
守口市域管内路線の廃止
及び減便の見直し等についての
申 入 書

守口市

守都交第 176 号の 2
令和 5 年 9 月 21 日

京阪バス株式会社
代表取締役社長 三浦 達也 様

大阪府守口市
守口市長 瀬野 憲一



守口市域管内路線の廃止及び減便について（申入れ）

日頃から、本市における公共交通の維持・発展に格別のご高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、御社が長きにわたり運行している各系統の路線バスは、京阪電気鉄道守口市駅・古川橋駅をはじめとする接続路線として、通勤・通学などの日常生活における地域住民の移動の役割を担っており、本市としては大変感謝しております。

しかしながら、今般の突然の路線の廃止及び減便の申出は、守口市域の利便性の低下を招くことから、遺憾の意を表さざるを得ません。

令和 5 年 9 月 5 日付けの御社からの「守口市域管内路線の廃止及び減便について」の申出では、昨今の自動車運転者の担い手減少などによる運転手不足の深刻化を原因として、その実施を令和 5 年 12 月に予定としていますが、地域住民への影響や、周知期間の不足等を鑑み、再考いただきますよう下記のとおり、申し入れます。

記

1. 守口市域管内路線の廃止の見直しについて

特に、市民への影響も大きいため、守口市内線「京阪守口市駅～大日駅～古川橋駅系統」及び「京阪守口市駅～八雲住宅～京阪守口市駅系統」の廃止については見直してください。

2. 守口市域管内路線の減便の実施の時期について

市民への周知の期間の不足等も鑑み、少なくとも改善基準告示が適用される令和 6 年 3 月 31 日まで延期してください。